

諮問番号：平成 30 年度(2018 年度)諮問第 6 号

答申番号：平成 30 年度(2018 年度)答申第 6 号

答 申 書

第 1 審査会の結論

「熊本県知事（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った特別児童扶養手当有期再認定却下処分（以下「本件処分」という。）に係る平成 30 年（2018 年）9 月 5 日付け審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきである」とする審査庁の判断は、妥当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人

審査請求人の子（以下「対象児童」という。）の病名は自閉症であり、日常生活では、ASD、LD、ADHD の 3 類で生活している。家族や友達とのコミュニケーションがうまくできず、周囲との関わり方が分からないため、本人は困っている。学校で配布される文書や授業などで全てを自分では理解できないなど、日常生活に著しい制限を受けることがある。

本件処分の取消しを求める。

2 審査庁

審理員意見書のとおり本件処分に違法又は不当な点はなく、本件審査請求は棄却されるべきである。

第 3 審理員意見書の要旨

1 結論

本件処分に違法又は不当な点はなく、本件審査請求は棄却されるべきである。

2 理由

(1) 法令等の規定について

本件処分に係る特別児童扶養手当の再認定事務は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号。以下「法」という。）、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号。以下「令」という。）及び「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3における障害の認定について」（昭和50年（1975年）9月5日児発第576号厚生省児童家庭局長通知）の別紙「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3における障害の認定要領」（以下「認定要領」という。）に基づいて行われている。

（2）対象児童の障害の認定について

審査請求人が、本件処分に係る特別児童扶養手当再診届と共に提出した特別児童扶養手当認定診断書（以下「本件診断書」という。）によると、対象児童には広汎性発達障害があるとの診断であり、コミュニケーションが苦手であることは確認できるが、目立った問題行動は見られず、日常生活も自立している。また、対象児童の知能指数は73で、知的水準は境界域であるほか、要注目度においては「ほとんど必要ない」状態であることが確認できる。

認定要領に基づき置かれている障害の状態を審査する医師（以下「判定医」という。）は、認定要領に基づき対象児童の障害の状態を審査した結果、非該当と判定した。

この判定を受けて処分庁は本件処分を行ったものであり、この処分庁の判断は、法令、認定基準及び本件診断書の内容に照らし、合理的なものであり、そこに裁量権の逸脱や濫用があるとは認められない。

第4 調査審議の経過

平成31年（2019年）	2月	7日	審査庁から諮問	
	同年	2月21日	第1回審議	
	同年	3月	7日	第2回審議

第5 審査会の判断

1 本件審査請求に係る審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

2 本件処分の適法性及び妥当性

(1) 法令等の規定について

法第3条は、「障害児」を監護する父母等に対し特別児童扶養手当を支給するとしており、「障害児」とは、法第2条第1項において、「二十歳未満であつて、第5項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある者をいう。」とされている。同条第5項では、「障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから一級及び二級とし、各級の障害の状態は、政令で定める。」とされている。これを受けて、令第1条第3項では、障害等級の各級の障害の状態を別表第三に定めており、その具体的な認定基準は認定要領に示されている。

認定要領2(3)では、「精神の障害の程度の判定にあつては、現在の状態、医学的な原因及び経過、予後等並びに日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度等を十分勘案し、総合的に認定を行うこと」とされており、認定要領2(4)では、原則として、「障害の認定は、特別児童扶養手当認定診断書(略)によつて行う」とされている。また、認定要領3(1)では、「都道府県又は指定都市においては、児童の障害の状態を審査するために必要な医師を置くこと」とされている。

これらのことから、障害の認定は、診療を担当する医師が作成した特別児童扶養手当認定診断書に基づき、判定医が行った判定結果を受けて処分庁が行うものであって、その判断は、判定医の医学的・専門的な審査判定に基づく処分庁の合理的な裁量に委ねられているとみるべきである。

(2) 対象児童の障害の認定について

本件処分にあたり判定医が作成した「特別児童扶養手当認定に係る障害程度判定記録表」によると、判定医は、本件診断書に基づき、「広汎性発達障害の診断だが特性について指摘なく、生活支障の程度に鑑み非該当とする。」と判定している。この判定を受けて、処分庁は、対象児童の

問題行動、自立度、要注意度等を総合的に判断した結果、障害等級1級の「日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度」（令別表第三）及び障害等級2級の「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度」（令別表第三）のいずれにも該当しないとして本件処分を行っている。

本件診断書、特別児童扶養手当認定に係る障害程度判定記録表等を見ると、この処分庁の判断は不合理ではなく、そこに裁量権の逸脱や濫用があるとは認められない。

3 結論

以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点は認められないから、本件審査請求は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

熊本県行政不服審査会 第2部会

委員 大日方 信 春

委員 仲 次 利 光

委員 中 園 三千代